

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
委託 物品	平成20年 5月 22日	平成20年 7月 21日	2か月	栃木県大田原市下石上1385	東芝メディカルシステムズ株式会社	代表取締役 桂 田 昌 生	左記業者は、横浜市等発注の特定エックス線装置に関し、平成20年3月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反し、公共の利益に反して競争を実質的に制限したと認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事 物品	平成20年 5月 22日	平成20年 6月 21日	1か月	京都府京都市中京区西ノ京桑原町1	株式会社 島津製作所	代表取締役 服 部 重 彦	左記業者は、横浜市等発注の特定エックス線装置に関し、平成20年3月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反し、公共の利益に反して競争を実質的に制限したと認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金は減額）を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第3項
物品	平成20年 5月 22日	平成20年 6月 21日	1か月	東京都千代田区外神田4-14-1	株式会社 日立メディコ	執行役社長 浜 松 潔	左記業者は、横浜市等発注の特定エックス線装置に関し、平成20年3月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反し、公共の利益に反して競争を実質的に制限したと認定された（排除措置命令は受けず、課徴金は免除）。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第3項
工事	平成20年 8月 18日	平成20年 10月 17日	2か月	柏市加賀1丁目18番13号	有限会社 中澤エンジニアリング	代表取締役 中澤 郁男	左記業者は、平成20年7月15日に本市水道部が公告した配水管既設改良工事（20-56-0）の入札において、最低価格を提示し落札したが、下請業者との契約を破棄されたとして同年8月8日に契約辞退届を提出した。 よって、柏市建設工事請負業者等指名停止要領別表第21号に該当し、建設工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止するもの	その他不正又は不誠実な行為	別表第21号
工事	平成20年 8月 19日	平成20年 10月 18日	2か月	大田区羽田旭町11-1	株式会社 荏原製作所	代表取締役 社長 矢 後 夏之助	左記業者は、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、このたび審判審決が出された。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事 物品	平成20年 8月 19日	平成20年 10月 18日	2か月	大田区大森北一丁目5番1号	株式会社 電業社機械製作所	取締役社長 渡 邊 昌 信	左記業者は、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、このたび審判審決が出された。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事 委託	平成20年 8月 19日	平成20年 10月 18日	2か月	大阪市鶴見区鶴見4-16-40	株式会社 鶴見製作所	取締役社長 辻 本 治	左記業者は、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、このたび審判審決が出された。	独占禁止法違反行為	別表第13号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工 事 物 品	平成20年 8月 19日	平成20年 10月 18日	2か月	宝塚市新明和町1-1	新明和工業 株式会社	代表取締役 金 木 忠	左記業者は、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事に、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、このたび審判審決が出された。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工 事 委 託 物 品	平成20年 8月 19日	平成20年 12月 18日	4か月	千代田区丸の内1-6-6	株式会社 日立製作所	執行役社長 古 川 一 夫	左記業者は、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事に、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、応諾を拒否したが、このたび審判審決が出された。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第2項第1号
工 事	平成20年 8月 19日	平成21年 8月 18日	12か月	市原市白金町4-5-7	進和建设 株式会社	代表取締役 神 代 隆 史	左記業者の役員もしくは使用人が、君津幹線道路建設事務所（現・君津地域整備センター）発注の「住宅市街地基盤整備工事（中烏田・改良工）」の指名競争入札に絡み、競売入札妨害（談合）罪で起訴された。	競売入札妨害又は談合	別表第15号
委 託	平成20年 8月 19日	平成21年 8月 18日	12か月	富津市岩瀬860-4	株式会社 佐生	代表取締役 佐 生 金七郎	左記業者の役員もしくは使用人が、君津幹線道路建設事務所（現・君津地域整備センター）発注の「住宅市街地基盤整備工事（中烏田・改良工）」及び君津地域整備センター発注の「住宅市街地基盤整備（中烏田改良工その5）工事」の指名競争入札に絡み、競売入札妨害（談合）罪で起訴された。	競売入札妨害又は談合	別表第15号
工 事 物 品	平成20年 8月 19日	平成20年 10月 18日	2か月	大阪市浪速区敷津東1-2-47	株式会社 クボタ	代表取締役社長 幡 掛 大 輔	左記業者は、鋼管杭又は鋼矢板の製造販売に、独占禁止法第3条の規定に違反した。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工 事 委 託 物 品	平成20年 8月 26日	平成20年 10月 25日	2か月	新宿区東五軒町3-25	日本ヘルス工業 株式会社	代表取締役社長 榊 原 秀 明	左記業者は、埼玉県東松山市発注の「浄化センター等維持管理業務」の指名競争入札において、事前に予定価格を知り得たとして、競売入札妨害（偽計）容疑で事業部長等2名が逮捕された。	競売入札妨害又は談合	別表第16号
工 事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	新宿区西新宿一丁目25番1号	大成建設 株式会社	代表取締役社長 山 内 隆 司	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	港区芝浦一丁目2番3号	清水建設 株式会社	取締役社長 宮本 洋一	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	新宿区西新宿七丁目5番25号	三井住友建設 株式会社	代表取締役社長 五十嵐 久也	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	大阪市中央区淡路町二丁目2番14号	株式会社 不動テトラ	代表取締役社長 高橋 昭夫	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号	株式会社 奥村組	代表取締役 奥村 太加典	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成21年 1月 7日	4か月	港区芝浦三丁目12番8号	安藤建設 株式会社	代表取締役社長 山田 恒太郎	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第2項第2号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	千代田区三崎町二丁目5番3号	鉄建建設 株式会社	代表取締役社長 橋口 誠之	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	大阪市天王寺区東高津町12番6号	株式会社 淺沼組	代表取締役社長 淺沼 健一	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	千代田区三番町2番地	飛鳥建設 株式会社	代表取締役社長 池原年昭	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成21年 1月 7日	4か月	横浜市南区花之木町二丁目26番地	馬淵建設 株式会社	取締役社長 馬淵圭包	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第2項第1号
工事委託	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	大阪市中央区北浜東4番33号	株式会社 大林組	取締役社長 白石達	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	新潟市中央区八千代一丁目5番32号	株式会社 加賀田組	代表取締役 市村 稿	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成21年 1月 7日	4か月	中央区新川一丁目24番4号	大豊建設 株式会社	代表取締役 岡村康秀	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第2項第1号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	墨田区緑四丁目21番2号	坂田建設 株式会社	代表取締役 山上 忠	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	大阪市西区西本町二丁目2番11号	株式会社 銭高組	取締役社長 銭高善雄	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	水戸市吉沢町311番地1	株木建設 株式会社	取締役社長 株 木 雅 浩	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	中央区京橋一丁目7番1号	戸田建設 株式会社	代表取締役社長 井 上 舜 三	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成21年 1月 7日	4か月	江東区青海二丁目43番地	東洋建設 株式会社	代表取締役社長 赤 井 憲 彦	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第2項第1号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	港区芝二丁目14番5号	青木あすなる建設 株式会社	代表取締役社長 市 木 良 次	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	新宿区西新宿四丁目32番22号	小田急建設 株式会社	代表取締役 雪 竹 正 英	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	港区虎ノ門一丁目20番10号	西松建設 株式会社	代表取締役社長 國 澤 幹 雄	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	品川区上大崎三丁目3番1号	株式会社 富士工	代表取締役 江利川 和 夫	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工事	平成20年 9月 8日	平成20年 11月 7日	2か月	千代田区平河町二丁目1番1号	オリエンタル白石 株式会社	代表取締役社長 加賀屋 正之	左記業者は、財団法人東京都新都市建設公社が発注の土木工事に関し、改正前の独占禁止法第3条の規定に違反する事実があったものとして認定され、平成20年7月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令の審決を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号
工事	平成20年 12月 3日	平成21年 2月 2日	2か月	埼玉県八潮市中央一丁目3番13号	株式会社 織田興業	代表取締役 織田 正義	左記業者の使用人が、平成19年11月に行われた埼玉県越谷県土整備事務所発注の「側溝整備工事」の指名競争入札に関し、平成20年10月10日、競売入札妨害（談合）罪の容疑で逮捕された。	競売入札妨害又は談合	別表第16号
物品	平成21年 2月 24日	平成21年 4月 23日	2か月	柏市高田1163番地2	有限会社 アートビーアールセンター	代表取締役 川村 重夫	左記業者は、平成21年1月28日に本市が公告した「平成21年度かしま市議会だより」の制限付き一般競争見積り合わせにおいて、最低価格を提示し契約の相手方として決定したが、仕様書に記載された「契約業者の工場のみ（自社工場）で印刷・校正を行うこと」との条件を満たしておらず、業務の履行ができないとして同年2月13日、契約辞退届を提出した。	その他不正又は不誠実な行為	別表第21号
工事	平成21年 3月 25日	平成21年 5月 24日	2か月	柏市花野井592番地2	有限会社 後藤設備	取締役 後藤 一成	本市水道部の登録業者である(有)後藤設備は、本市水道部が発注した配水管改良工事において、平成20年11月1日に給水施設の取り出し作業中に通行者が自転車で掘削現場に進入し負傷させる事故を起こした。	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	別表第5号
委託	平成21年 3月 31日	平成21年 6月 29日	3か月	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目24番9号	ジーアンドエスエンジニアリング 株式会社	代表取締役 長尾 三郎	左記業者の代表取締役が、平成18年に行われた福岡県朝倉市発注のダム建設関連事業の指名競争入札に関し、贈賄容疑で平成21年1月19日、福岡県警に逮捕された。	贈賄	別表第11号
工事	平成21年 3月 31日	平成21年 5月 30日	2か月	東京都港区虎ノ門一丁目20番10号	西松建設 株式会社	代表取締役 石橋 直	左記業者の前代表取締役が、在任中である平成18年2月から平成19年8月までの間、計5回にわたり、計7,000万円を国内に不正に持ち込んだとして外国為替及び外国貿易法違反の容疑で、平成21年1月20日、東京地検特捜部に逮捕された。	その他不正又は不誠実な行為	別表第21号及び第4条第2項第1号

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工事	平成21年 3月 31日	平成21年 4月 29日	1か月	市川市稲荷木一丁目23番13号	勝美建設 株式会社	代表取締役 武内 将 勝	左記業者は、千葉県葛南地域整備センター発注の「交通安全施設整備工事（八幡7・南八幡9）」において、下請負業者の作業員が死亡する工事事故を発生させた。	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	別表第8号
工 事 物 品	平成21年 3月 31日	平成21年 4月 29日	1か月	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	株式会社 クボタ	代表取締役 幡 掛 大 輔	左記業者は、塩化ビニル管及び同継手の製造販売に関し、出荷価格の低下防止を図るため、他の業者と共謀し価格を決定することにより、公共の利益に反して、取引分野の競争を実質的に制限したとして、平成21年2月18日、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反するとの認定を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第13号 及び 第4条第3項
工事	平成21年 3月 31日	平成21年 4月 29日	1か月	東京都世田谷区岡本三丁目23番26号	長永スポーツ工業 株式会社	代表取締役 長谷川 信	左記業者は、静岡県浜松市内のグラウンド整備工事及び東京都八王子市内の総合運動場改修工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したことは、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成21年1月19日、建設業許可部局から指示処分を受けた。	建設業法違反行為	別表第20号
工事	平成21年 3月 31日	平成21年 5月 30日	2か月	愛知県名古屋市中区金山五丁目14番2号	大有建設 株式会社	代表取締役 川 中 喜 雄	左記業者は、関東地方整備局千葉国道事務所が発注した「中野町管理施設設置その他工事」（平成18年2月完成）において、工事完成後の平成19年8月、損傷復旧工事に伴う現地確認を行った際、車両用防護柵等の支柱528本中、215本について監督職員と協議せずに切断して施工されていることが確認された。また、その後の調査により、当該工事を除く12件の工事においても同様の切断が確認され、全13工事で施工した車両用防護柵等の支柱2、138本中、595本が切断して施工されていた。	過失による粗雑工事	別表第3号
物 品	平成21年 3月 31日	平成22年 3月 30日	12か月	大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号	紀本電子工業 株式会社	代表取締役 紀 本 岳 志	左記業者は、国の機関等が発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注価格の低下防止を図るため、他の業者と共謀し、公共の利益に反して当該取引分野の競争を実質的に制限したとして、平成20年11月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第12号
工 事 委 託 物 品	平成21年 3月 31日	平成21年 9月 29日	6か月	東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号	東亜ディーケーケー 株式会 社	代表取締役 佐々木 輝 男	左記業者は、国の機関等が発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注価格の低下防止を図るため、他の業者と共謀し、公共の利益に反して当該取引分野の競争を実質的に制限したとして、平成20年11月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為	別表第12号 及び 第4条第3項

平成20年度指名停止等業者一覧

区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事請負業者等指名停止要領
工 事 物 品	平成21年 3月 31日	平成21年 9月 29日	6か月	京都府京都市中京区 西ノ京桑原町1番地	株式会社 島津製作所	代表取締役 服 部 重 彦	左記業者は、国の機関等が発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注価格の低下防止を図るため、他の業者と共謀し、公共の利益に反して当該取引分野の競争を実質的に制限したとして、平成20年11月12日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為に当たると認定された。	独占禁止法違反 行為	別表第12号 及び 第4条第3項